

令和4年第4回定例会（第4号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第69号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第9号）
日程第 3 議案第70号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 議案第71号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第72号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 6 議案第73号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 7 議案第74号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 8 発議案第18号 農業生産資材高騰対策に関する意見書
日程第 9 発議案第19号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書
日程第10 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（17名）

議長	18番	木下 敏	副議長	17番	青山 金助
	1番	横田 有一		2番	神崎 和枝
	3番	平松 俊一		4番	池田 誠悦
	5番	田村 敏郎		6番	稲垣 明美
	7番	畑中 静一		8番	長谷川 生人
	9番	上野 武彦		10番	坂本 繁
	12番	中島 勝也		13番	川村 主税
	14番	江口 勝幸		15番	若山 雅行
	16番	川上 弘一			

○欠席議員（1名）

11番 澤出 明宏

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田 東	総務課長	中村 雄司
財政課長	青山 栄久雄	情報防災課長	庭田 昌輝
政策推進課長	花巻 亘	税務課長	佐藤 恵美子
会計課長	関口 順子	住民課長	清野 真里
環境生活課長	福川 晃也	福祉課長	村山 徳收
子育て支援課長	川崎 恵子	健康推進課長	岩上 剛
商工労働観光課長	磯場 嘉和	農林水産課長	村上 宏樹
土木課長	笠原 泰之	都市住宅課長	川島 篤実

上下水道課長 池田 晃

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴 田 憲
生涯教育課長	竹 内 圭 介	学校給食センター長	福 永 崇 弘
スポーツ振興課長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○本会議の書記

事務局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	三 浦 蒼 生	情 報 管 理 係	真 勢 隆 幸
情 報 管 理 係	石 岡 洸 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

12番 中 島 勝 也

13番 川 村 主 税

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

澤出明宏議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

12番 中 島 勝 也 議員

13番 川 村 主 税 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第69号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第9号）

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第69号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第69号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第9号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第9号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,844万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ130億3,152万円とする補正予算と、第2条は、繰越明許費の補正として、2事業を追加することについて、第

2表に、第3条は、債務負担行為の補正として、4事項を追加することについて、第3表に定めるものでございます。

それでは初めに、歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして、1点目に、七飯町地域公共交通活性化協議会でこれまで議論されておりました地域公共交通に関し、七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験を行うため、交通対策事業費に約5,642万円を追加。

2点目に、昨今の原油価格の高騰に伴い、各種燃料費及び電気料金が、令和4年度当初予算で設定した単価を超えており、今後の予算不足が見込まれることから、各公共施設の燃料費等に約5,300万円を追加。

3点目に、今後増加が見込まれる各種扶助費の追加分に約1億1,300万円を追加。

4点目に、ふるさと納税について、今年度は1億円を目標に取り組んでまいりましたが、現在までの寄附状況を踏まえすと1億3,200万円程度に達する見込みであることから、その返礼品等の関連経費の追加。

最後に、今後の執行見込みによる事業費の追加となっております。

最初に、2款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費共通経費として、町が発送する郵便料と庁舎で使用する電話料が例年と比較して増加傾向にあることから、3月までの見込み分として、郵便料に270万円、電話料に44万5,000円を追加し、事業合計で314万5,000円を追加。

5目財産管理費は、庁舎管理費として、原油価格の高騰に伴い、庁舎で使用する重油及び電気料金の値上がりにより、予算不足が見込まれることから、庁舎用燃料費(重油)に27万円、庁舎電気料に201万4,000円を追加し、事業合計で228万4,000円を追加。

6目電算管理費は、国が示す地方財政状況調査の細分化帳票の作成及び歳出経費の計上制度の向上を図るため、総合行政情報システム改修

委託料に108万5,000円を追加。

7目企画費は、交通対策事業費として、七飯町地域公共交通活性化協議会において作成された七飯町地域公共交通計画の実現に向けて、ハイヤーやタクシーを使用した実証実験を行い、対象となる町民の利用動向等を調査するため、その事業費に、10節需用費から11節役務費までの事務費に362万8,000円を追加。令和5年2月から5月までの4か月間で、対象者1人当たり1万6,000円分のハイヤーやタクシーが利用できる助成券を配布し、その利用に対して、事業者に交付するハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験補助金に5,280万円を追加し、事業合計で5,642万8,000円を追加するものですが、このうち翌年度の支払い見込み分として2,640万円を令和5年度に繰り越す予定であります。

次に、8目出張所費は、大沼出張所運営費として、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(灯油)に1万8,000円、電気料に5,000円を追加し、事業合計で2万3,000円を追加。同じく大中山出張所運営費も電気料金の増加分に対応するため、大中山出張所の電気料に5万9,000円を追加。

次に、10目交通安全対策費は、高齢者運転免許証の自主返納件数が当初の見込みよりも増加していることから、高齢者運転免許証自主返納報償費に80万円を追加。

12目地域センター管理費は、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(灯油)に41万2,000円、電気料に27万5,000円を追加し、事業合計で68万7,000円を追加。

次に、4項2目選挙執行費は、北海道知事・議会議員選挙執行費として、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の執行日が令和5年4月9日に決定したことから、今年度中に執行が見込まれる経費として、1節報酬から、13ページに移りまして、17節備品購入費まで、合わせて974万1,000円を追加するものですが、このうち翌年度の支払い見込み分として3

00万3,000円を令和5年度に繰り越す予定であります。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費(地域福祉)として、介護職員初任者研修の受講者数の増加が見込まれることから、介護職員初任研修受講補助金に8万円を追加。また、福祉灯油の助成対象世帯が当初見込んでいた件数よりも増加していることから、福祉灯油事業助成券購入費に155万円を追加し、事業合計で163万円を追加。国民健康保険特別会計繰出金は、特別会計事業費の精査により、繰出金で46万9,000円を追加。重層的支援体制整備事業費は、介護予防活動支援事業委託料として、6団体分の増加により46万1,000円を追加。重層的支援事業システムを1台増設するため、重層的支援事業システム設置委託料に39万6,000円を追加し、事業合計で85万7,000円を追加。

次に、2目高齢者福祉費は、高齢者支援事業費として、100歳達成者祝い金、敬老祝い品について、今年度の事業が終了したことから、事業合計で63万円を減額。介護保険特別会計繰出金は、特別会計事業費の精査により、繰出金で2万8,000円を追加。

次に、3目高齢者医療助成費は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する令和4年度分の各種負担金の金額が確定したことから、後期高齢者医療療養給付費負担金を2,542万円、後期高齢者医療特別会計繰出金を771万3,000円減額し、事業合計で3,313万3,000円を減額。

15ページに移りまして、次に、4目障がい者福祉費は、障がい者福祉費として、扶助費の増加により審査支払手数料に6万円、就労移行支援、就労継続支援等の利用者数の増加により、障がい者社会復帰施設等通所交通費補助金に38万5,000円、居宅介護、就労移行支援、就労継続支援等の利用者数の増加により、介護給付費等に7,166万9,000円、補装具費の購入、修理件数の増加により、補装具費に343万6,000円、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数の増加により、障が

い児通所給付費に2,398万7,000円を追加し、事業合計で9,953万7,000円を追加。障がい者介護審査会費は、医師意見書作成手数料の増加見込みにより、手数料に3万6,000円を追加。地域生活支援事業費は、日常生活用具の給付件数の増加見込みにより、日常生活用具給付費に299万8,000円を追加。

次に、2項1目児童福祉総務費は、放課後児童対策費として、会計年度任用職員の費用弁償、通勤手当分に9万2,000円を追加。児童福祉総務費特別給付金は、令和3年度に交付を受けた子育て世帯生活支援特別給付費事業費補助金の精算分として、前年度精算返還金に1,237万7,000円を追加。児童手当支給費は、令和3年度に交付を受けた児童手当交付金の精算分として、前年度精算返還金に2万1,000円を追加。

次に、2目児童措置費は、子ども・子育て支援給付事業費として、保育所運営委託料に285万5,000円、施設型給付費委託料に243万1,000円、地域型保育給付費委託料に44万5,000円を追加し、事業合計で573万1,000円を追加。

3目児童等医療助成費は、ひとり親家庭等医療助成費として、決算見込みにより、ひとり親家庭等医療助成扶助費に333万9,000円を追加。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、養育医療受給者数が増加傾向にあることから、養育医療扶助費に119万6,000円を追加。

17ページに移りまして、2目予防費は、疾病予防と保健対策費として、国から交付を受けた新型コロナウイルスワクチン接種事業の令和2年度からの繰り越し分と令和3年度のワクチン接種負担金及びワクチン接種体制確保補助金の精算金額についての通知があったことから、過年度精算返還金として、事業合計で1,039万1,000円を追加。次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和5年1月から3月までのコールセンターの運営に要する経費として、コールセンター運営等委託料に1,907万

4,000円を追加。

3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費として、ハンター出動回数の減少や鳥獣の捕獲数の減少により、報酬は39万円、報償費は6万5,000円を減額し、事業合計で45万5,000円を減額。火葬場及び墓地管理費は、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(灯油)に144万7,000円、電気料に10万9,000円を追加。また、桜町共同墓地の未使用墓地の区画が町に返還されるものがあることから、未使用墓地返還還付金に45万6,000円を追加し、事業合計で201万2,000円を追加。

次に、4目環境保全対策費は、生活環境対策事業費として、空き地雑草刈取り委託料は、事業の終了による執行残で72万4,000円を減額。合併処理浄化槽設置整備補助金は、申請件数が昨年度と同様に伸びており、今後の執行見込みを踏まえ、156万円を追加し、事業合計で83万6,000円を追加。

6目健康センター管理費は、今後の予算不足が見込まれることから、消耗品費に50万円、原油価格の高騰により、燃料費(灯油)に256万4,000円、サウナ室電磁ポンプの故障等により、施設修繕料に15万円、脱衣室に設置しているウォータークーラーが故障したため、施設用備品購入費に37万4,000円を追加し、事業合計で358万8,000円を追加。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費は、経営所得安定対策推進事業費として、七飯町地域農業再生協議会が行う水田台帳データシステムの更新が必要になったことから、経営所得安定対策推進補助金に176万9,000円を追加。

5目町営牧場運営費は、町営牧場運営費として、10月20日をもって放牧期間が終了し、今後の支出がないことから、10節需用費から、19ページに移りまして、21節補償、補填及び賠償金まで合わせて92万7,000円を減額。町営牧場作業車管理費は、町営牧場運営費と同様に、今後の支出がないことから、10節需用費、11節役務費を合わせて16万4,0

00円を減額。

次に、7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として、本年7月に予定されていたななえあかまつ街道納涼祭が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、ななえあかまつ街道納涼祭補助金の200万円を減額。商工業経営安定支援事業費臨時交付金事業は、今後も引き続き町内事業者の融資制度の活用が見込まれるため、商工業経営安定資金融資保証料補給金に89万3,000円、商工業経営安定資金融資利子補給金に50万2,000円を追加し、事業合計で139万5,000円を追加。ふるさと納税事業費は、現時点において、ふるさと納税寄附金が昨年度より1.6倍程度の伸びを示しており、令和4年度の目標額としていた1億円を上回る見込みから、最終的な寄附金の総額を1億3,200万円と見積もり、この増額分に対する返礼品等に要する経費として、10節需用費から13節使用料及び賃借料まで合わせて1,600万円を追加。

次に、8款土木費1項1目土木総務費は、土木作業車管理費として、原油価格の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(ガソリン)に4万7,000円、(軽油)に214万2,000円、21ページに移りまして、自動車修繕料に100万円を追加し、事業合計で318万9,000円を追加。

2項1目道路橋梁維持費は、道路橋梁維持費として、電気料金の増加により予算不足が見込まれることから、道路照明灯電気料に105万円を追加。工事請負費は、雪解け後の道路補修等に迅速に対応するため、町道等舗装補修工事に316万円、町道等随時補修工事に170万円を追加し、事業合計で591万円を追加。除排雪対策費は、電気料金の高騰により、電力会社からロードヒーティング電気料の見込額が示され、予算不足となることから、ロードヒーティング電気料に1,010万円を追加。

次に、2目道路橋梁新設改良費は、町道等単独改良事業費として、町道大中山2号線の道路線形を確定させるため、大中山2号線測量設計委託料に300万円を追加。

次に、4項2目公園費は、公園整備管理費として、電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、都市公園等電気料に34万6,000円を追加。

次に、5項1目住宅管理費は、公営住宅管理費として、町営住宅の修繕料に予算不足が見込まれることから、公営住宅小破修繕料に130万円を追加。

次に、9款消防費1項1目消防施設費は、令和4年度の人事院勧告に伴い、南渡島消防事務組合職員の給与改定が行われ、七飯町負担分の負担金に不足が見込まれることから、南渡島消防事務組合負担金に628万5,000円を追加。

2目災害対策費は、防災行政無線管理費として、電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、防災行政無線電気料に7万5,000円、災害事業パケット通信料の増加により、防災行政無線通信費に6万7,000円を追加し、事業合計で14万2,000円を追加。

次に、10款教育費1項2目事務局費は、対外競技参加費として、各種目での新人戦大会等において、全道大会への出場が見込まれ、今後の不足分の対応として、対外競技等参加費補助金に250万円を追加。23ページに移りまして、事務局費(学校教育)は、国から交付される学校保健特別対策事業費補助金の追加配分があり、不足していた感染症対策備品を購入するため、一般備品購入費に175万円を追加。事務局費臨時交付金事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のうち、既に事業が終了したものを減額するため、修学旅行等キャンセル料は481万9,000円、タブレット端末保険料は34万6,000円、教材備品購入費は179万円を減額し、事業合計で695万5,000円を減額。

次に、2項1目学校管理費は、学校管理費(小学校)として、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(重油)に220万円、(灯油)に75万6,000円、電気料に426万9,000円を追加し、事業合計で722万5,000円を追加。校舎等営

繕費(小学校)は、七重小学校の教師・来客用の自動ドアが故障していることから、校舎外修繕料に40万1,000円を追加。

次に、3項1目学校管理費は、学校管理費(中学校)として、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(重油)に155万円、(灯油)に234万円、電気料に1,381万7,000円を追加し、事業合計で1,770万7,000円を追加。

次に、4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として、決算見込みにより、8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで合わせて17万6,000円を減額、生涯学習事業費は、同じく決算見込みにより、7節報償費から13節使用料及び賃借料で、合わせて38万9,000円を減額。25ページに移りまして、町内会館振興費の決算見込みにより、町内会館運営補助金で15万8,000円を減額。

次に、2目文化振興費は、文化振興費として、決算見込みにより、10節需用費から13節使用料及び賃借料まで、合わせて67万2,000円を減額。公民館管理費は、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(灯油)に8万8,000円、電気料に9万3,000円を追加し、事業合計で18万1,000円を追加。

次に、3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として、燃料費の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(重油)に166万3,000円を追加。大中山コモン管理費は、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(重油)に47万5,000円、(灯油)に6万2,000円を追加。施設修繕料に35万円を追加し、事業合計で88万7,000円を追加。社会教育施設管理費は、燃料費の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(灯油)に27万2,000円を追加。社会教育施設修繕料に25万円を追加し、事業合計で52万2,000円を追加。

次に、4目文化財保護費は、歴史館管理費として、今後の予算不足が見込まれることから、消耗品費に10万円、燃料費や電気料金の高騰

により予算不足が見込まれることから、燃料費(重油)に41万6,000円、電気料に24万9,000円を追加。屋上防水改修工事の入札執行残により23万1,000円を減額し、事業合計で53万4,000円を追加。

次に、5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として、本年度開催予定で予算計上した大沼湖畔駅伝大会が中止となったことから、大沼湖畔駅伝開催負担金の270万円を減額。体育施設管理費は、燃料費や電気料金の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費(重油)に162万5,000円。27ページに移りまして、燃料費(灯油)に86万3,000円、電気料に153万円を追加し、事業合計で101万8,000円を追加。

最後に、2目学校給食費は、学校給食センター運営費として、今後も予算不足が見込まれることから、自動車修繕料に18万2,000円、施設等修繕料に133万7,000円を追加し、事業合計で151万9,000円を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、普通交付税として、このたびの補正予算、補正用財源、収支調整分に6,598万8,000円を追加。

13款使用料及び手数料1項3目農林水産使用料は、農業使用料として、収入額の確定に伴い、町営牧場使用料で89万8,000円の減額。

次に、2項2目衛生手数料は、保健衛生手数料として、同じく収入額の確定に伴い、空き地雑草刈取り手数料で76万3,000円の減額。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金として、国民健康保険基盤安定等負担金で155万8,000円の減額。歳出における障がい者福祉費の扶助費の増額補正に伴い、障がい者介護給付費等負担金から障がい児通所給付費等負担金まで、合わせて4,954万5,000円を追加。次に、児童福祉費負担金は、子ども・子育て支援給付費事業費の増

額補正に伴う国庫負担金の増額分として、子どものための教育・保育給付費負担金に286万5,000円を追加。

2目衛生費国庫負担金は、保健衛生費負担金として、養育医療扶助費の増額補正に伴う国庫負担金の増額分として、養育医療給付費負担金に49万7,000円を追加。

2項2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金として、重層的支援体制整備事業費の増額補正に伴う国庫補助金の増額分として、重層的支援体制整備交付金に26万7,000円を追加。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金として、合併処理浄化槽設置整備補助金の増額補正に伴う国庫補助金の増額分として、循環型社会形成推進交付金に35万2,000円を追加。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の国庫補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金に1,907万4,000円を追加。

5目教育費国庫補助金は、小学校費補助金として、学校保健特別対策事業費補助金の追加交付分として58万4,000円を追加。同じく中学校費補助金も学校保健特別対策事業費補助金の追加交付分として29万1,000円を追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、社会福祉費負担金として、国民健康保険基盤安定等負担金で261万8,000円の減額。歳出における障がい者福祉費の扶助費の増額補正に伴い、障がい者介護給付費等負担金から障がい児通所給付費等負担金まで、合わせて2,477万2,000円を追加。後期高齢者医療保険基盤安定等負担金で481万9,000円の減額。次に、児童福祉費負担金は、子ども・子育て支援給付事業費の増額補正に伴う道負担金の増額分として、子どものための教育・保育給付費負担金に143万3,000円を追加。

2目衛生費道負担金は、母子保健衛生費負担金として、養育医療扶助費の増額補正に伴う道負担金の増額分として、養育医療給付費負担金に24万8,000円を追加。

9ページに移りまして、2項2目民生費道補

助金は、社会福祉費補助金として、重層的支援体制整備事業費の増額補正に伴う道補助金の増額分として、重層的支援体制整備交付金に13万4,000円を追加。

4目農林水産業費道補助金は、農業費補助金として、歳出で増額補正をした経営所得安定対策推進費と同額の交付を受ける経営所得安定対策推進事業補助金に176万9,000円を追加。

3項1目総務費委託金は、選挙費委託金として、令和5年4月9日執行の北海道知事・道議会議員選挙に係る委託金として、北海道知事・道議会議員選挙事務交付金に974万1,000円を追加。

6目民生費委託金は、社会福祉費委託金として、北海道からの受託事業である全国在宅障がい児・者等実態調査に係る委託金として、全国在宅障がい児・者等委託金に4万7,000円を追加。

17款寄附金1項3目ふるさと納税寄附金は、本年度の寄附額が前年度と比較して、現時点で1.6倍程度の伸びを示していることから、ふるさと納税寄附金に3,200万円を追加。

18款繰入金2項1目介護保険特別会計繰入金は、補助対象事業である歳出の重層的支援体制整備事業について、その財源である国庫補助金が制度上、介護保険特別会計で収入された後、一般会計に繰り入れる仕組みとなっていることから、歳出の補助対象経費分32万2,000円を追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金として、歳出における償還金、利子及び割引料の補正予算のうち、前年度に交付を受けた国庫支出金の確定により、精算返還金に充てるものを初め、収支の調整分として7,967万3,000円を追加。

20款諸収入5項4目雑入は、諸実費徴収金として、養育医療扶助費の増額補正に伴う受診者からの一部負担金として、養育医療費一部負担金に7万5,000円を追加。最後に、雑入は、町営城岱牧場の放牧期間の終了による収入額の確定で、城岱牧場放牧牛ダニ予防対策経費

負担金から城岱牧場放牧牛飼料給餌費負担金まで、合わせて57万3,000円を減額するものがございます。

最後に、3ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費の補正でございます。

追加となるのは、2款総務費1項総務管理費のハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験補助金に2,640万円。同じく4項総務費、選挙費の北海道知事・議会議員選挙執行費として300万3,000円を追加し、2事業の総額で2,940万3,000円を追加するものがございます。

続いて、第3表は、債務負担行為の補正でございます。

追加となるのは、令和4年度で現在の指定管理が終了する4施設を引き続き令和5年度から令和7年度までの3年間において、施設の指定管理を行いたいことから、4施設の限度額をそれぞれ追加するものがございます。

初めに、屋内ゲートボール場の指定管理料の限度額を156万6,000円、次に、大沼国際交流プラザの指定管理料の限度額を5,981万1,000円、道の駅の指定管理料の限度額を7,035万6,000円、最後に、パークゴルフ場の指定管理料の限度額を3,140万7,000円にし、4施設の3年間の総額で1億6,314万円とするものがございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1か所のみ質問いたします。

総務費、企画費の中の交通対策事業費について、6点ほど質問をいたします。

この事業費は、クーポンを利用するという提案でありますけれども、クーポンではなくて、例えばQRコード、バーコード、アプリとか、何かそういったほかのものを検討したことはなかったのか確認をさせていただきたい。

2点目としましては、クーポンを使うという

ことですから、金融機関にある程度経費なんか払うことがあるのかどうか、支払い方法といたしますか、その説明をお願いしたい。

3点目としましては、70歳以上の対象者ということですので、結構施設に入所している人なんかも考えられると思うのですが、そういった場合の扱いはどうするのか。

4点目としましては、クーポン券に記入されるデータといたしますか、どこから乗って、何を目的にというようなことの説明がありましたけれども、その内訳をもう少し詳しくお願いしたいのと。その内訳を整理することになると思うのですけれども、その整理の経費というのは今回の予算の中に入っているのかどうか、これをお尋ねしたい。

5点目としましては、前に聞いた説明では、どこから乗ってどこで降りるということが、例えば走行距離のデータとか、タクシーのメーターの距離数なんかと整合ができるのかどうか、これの確認をお願いしたい。

最後ですけれども、郵便料、消耗品、この辺もう少し、大体は分かるのですけれども、詳しくお聞きしたいということで、6点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 御質問いただきました内容、1点目から順次お答えをしてみたいと思います。

まず、タクシークーポンというか、タクシー利用券、紙の利用券なのですけれども、今回、利用券を配布して、それをもって請求していただくという形でやってございます。議員のおっしゃいましたQRコードだとかアプリだとかという点については検討はしてございませんで、あくまで年度内、早い段階、早い時期に実証実験を始めたいということで、アプリだとかQRコードを実際に使うことが難しい車両等もございませんで、その辺については検討はしてございませんで、紙でやるというふうに決定した次第でございませんで。

次に、利用券の請求の方法なのですけれども、利用券自体は、運転手が乗車した方から毎

回、その都度受け取りますので、それを各事業者の方が毎月末ごとにまとめて、直接町のほうに請求していただいて、それを基に、町から各事業者に直接振り込ませていただくという形でお支払いすることを予定してございます。

次に、3点目ですが、70歳以上の方、施設に入っている方も確かにいらっしゃると思うのですが、今回のハイヤー・タクシーの利用券ですが、通常のタクシーのほかに、要介護認定を受けた方だとか、体に障害のある方のみに利用に限定して営業許可を受けております、いわゆる福祉タクシーの事業者も利用対象としてございます。事前に町内にある事業者とお話しさせていただいて、そういう事業をやるのであれば協力してもいいかなという声もいただいておりますので、そういう福祉限定のタクシー事業者も利用対象としてございますので、例えば施設入所の方でも、施設から通院する際とかに、そういう福祉タクシーとかを利用することも想定されるものですから、今回はそういった方にも申請書を送付しまして、申請があれば受理して、利用券を交付したいと考えてございます。

次に、クーポン券、利用券に書き込む内容と、そのデータの整理等についての御質問であったかと思えます。

まず、データとして書いていただくものとしては、細かく言っていきますと、利用券の使用日時、それと利用券を使って助成をした運賃、助成前の運賃の総額を書いていただく形になります。

それと、乗降場所等のデータとしまして、まず、行きで乗った場所、自宅であるとかバス停であるとか、病院であるとか駅であるとか店舗であるかという、乗った場所の累計をチェックしていただく。ここから先のものについては、直接字で書くのではなくて、選択肢を利用券の裏にそもそも設けてございますので、それについて、運転手はボールペンでチェックを入れていただくようなことを考えています。

次に、町内であれば、乗ったところの字名、本町から東大沼、西大沼まで乗った、そこに

チェックしていただく。町外であれば、一応選択肢には、今考えているのは北斗市、函館市は選択肢に入っています。その他の部分、それ以外の場所であればその他を書いていただく。

その次に、町内の場合であれば、何丁目とか何番地というの、正確に分らなければいいのですが、分かる限りで、例えば大川にチェックした後に、ここは何丁目だと思ったら何丁目というところにチェックしていただくような形です。

着についてもこれと全く同じ選択肢を用意してございまして、自宅に帰ったのか、バス停に行ったのか、病院に行ったのかというチェックに後に、字と、その他、函館なのか北斗なのか、何丁目の何番地なのかというところを書いていただく。

そして、乗車の理由についても、聞き取っていただければ聞き取っていただいて、選択肢として用意してございますのが、買物、通院、これはアンケート調査でも外出の利用として一番多かったものですから、この二つをまず、選択肢を用意してございまして、その他の場合であればその他にチェックしていただくと。それでも余裕があれば、その他のところに、それ以外の用事が何だったのか書いていただければ、さらに助かりますというような内容で今のところ考えてございます。

このいただいたデータの集計につきましては、今回の予算には入っておりません。今のところ、まずデータについては、当課の職員のほうで集計して整理をしていきたいと考えてございます。もちろんノウハウだとかについては、当然公共交通活性化協議会で計画をつくっておりますので、コンサルティング会社の方に相談しながらということになりますけれども、今のところ集計については自分たちでやる予定で考えてございました。

次に、郵便料の内訳ということなのですが、細かく言わせていただきますと、まず最初に、申請書類と制度の周知文、それに返信用封筒を同封した角2の封筒を70歳以上の方全員に送る費用として、120円掛ける7,000

世帯分を考えてございます。これが84万円。

次に、申請者、今の周知文をもらった方から返信用封筒で申請書を送付してもらって返信用封筒の料金、これは切手を貼っているのではなくて、送った分だけが請求される料金後納郵便料として計上してございます。これが104円掛ける3,300人、最大想定が3,300人なので、これが34万3,200円。

最後に、その申請書を受理して、こちらのほうから利用券、束になってつづられた利用券を利用者の方に郵送で送ることになるのですけれども、これにつきましては、ゆうパケットという郵送方法がございまして、郵便がちゃんと相手に届いたかどうかというのを追跡できる、小口のゆうパックに近いようなシステムでございまして、郵便局のほうと相談しまして、特定記録よりも安く済む、小口のもので配達状況を確認できるものの中では、多分一番これが安く済みますということでお勧めされて、これが1通当たり210円ということで、掛ける3,300で69万3,000円を計上してございまして、合わせまして合計で188万7,000円の郵便料として計上しているところでございます。

走行距離です。クーポンに記入していただくものとして、メーター数自体は書いてもらっていないのですが、割引前の総額運賃を記入していただきますので、初乗り料金、その後メーターがどのくらい上がるのかということから、おおよその距離はこちらで概算できる、把握できるものと考えてございます。

消耗品なのですけれども、最初に、送付用の申請書と周知文と返信用封筒をまとめて入れて送るための角2封筒、窓つきの角2封筒です。これを7,000枚掛ける40円ということで、消費税含めまして30万8,000円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 70歳以上の免許のない人のための4か月のデータを集めるということになりますけれども、こういう提案があったということは、それぞれ事業者の方とは確認は済

んでいると思うのですけれども、一般質問でも言いましたけれども、何か正確性といいますか、想定していることとは違うものが集まりそうな気がするのですが、それは、1回、クーポン券1枚使えるということで、全員協議会でも質問が出ていましたけれども、何人かに乗ることが想定されるわけです。

ところが今の御説明ですと、タクシーのメーターで、最初に乗って最後に降りた人の料金が出る、それから距離も出ると。ところが3人とか4人とかもし乗っていた場合、どこで降りたのかとか、途中経過のデータ、それがどうしたという話もあるかもしれませんけれども、本来であれば、きちんと個人の人たちの数値が、こういう地域に分布していると、時間帯だとか、そういうものを詳しく調べるのが本筋かと思うのですけれども、その辺についてはどういうお考えだったのか。今の説明以上のことはないと思うのですけれども、一応、審議過程でそういう話が出なかったのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

それから、施設に入所している人の場合ですけれども、伝わるのかどうかということと、施設に入所していても、別段、福祉タクシーではなくて、普通のタクシーを、今はコロナ禍で難しいかもしれませんけれども、普通のタクシーを呼んで利用することになると思うのですけれども、まず、そういう人たちにちゃんと利用券というのが伝わるのか、それから、その人たちが申請できるのか、その辺の事前の確認というのは何かされたのかどうか。この2点、再質問、お願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、乗り合った場合のデータということなのですけれども、先ほどデータ収集する内容で、1点、御説明が漏れていた部分がございます、乗り合って使っていただいた場合については、乗り合って、例えばこの件とこの件とこの件が乗り合って表れています。要は何人で乗車しましたというのは分かるような形で請求し

ていただくような形にしようと思って、今それを検討して、なるべく事業者、特にドライバーの方の手間にならない方法で、どうやったらそれがこっちのほうで分かるのかというのを、そこまでは把握したいと考えていました。

特に、1人1台だと500円しか使いませんが、全員協議会でも御説明しましたとおり、例えばジャンボタクシーに8人とかで乗ってまとめて、近所で集まって乗って、例えばみんなでアークスまで行くというと、1人500円ずつでも8人使えば一気に4,000円使えるので、そういう使い方もどんどん推奨していこうと思っていますので、乗り合って使う方がどの程度いるのかというのは、これから先の事業を検討していく上で重要な要素だと思っていますので、乗り合った人数については、まずそこで、できれば把握していきたいと考えてございます。

ただ、おっしゃったとおり、途中で拾っていったりということになりますと、正確にどこから乗ったというのは記入するのは難しいかもしれないので、乗る都度、ここで乗ったと裏に書いていただければ、ちょっと分かるかもしれませんが、正確にその部分を把握するのは難しいかと考えてございます。

それと、施設入所の方の申請についてなのですが、すけれども、おっしゃいましたとおり、施設に入所していらっしゃる方でも福祉タクシー以外のタクシーを使われる方もいらっしゃるかもしれません。

申請については、例えば施設に入っている方であれば、今のところ、今回、予算がもし可決していただけたら、事業の準備に入りますけれども、全員協議会でも申し上げましたとおり、まず町内会長とか民生委員の方とかに、この事業を始めるに当たって、お手紙か何かで御説明をして周知して、その際に、例えば入所系の施設、町内に幾つかございますので、そういうところにもこの事業について周知するようなお手紙も送らせていただければと考えてございます。

それで、ちょっと手間になるかもしれませんが

けれども、もし使って移動できるような方であれば、施設の職員の方に申請のお手伝いをしていただけるようなこともお願いできればと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

池田誠悦議員。

○4番（池田誠悦） 今るる課長からいろいろな、同僚議員の質問に対してお答えをもらいました。

それで、今回、地域公共交通の件に関しまして、委員会でいろいろな話が出たと思うのです。その際、採決の際に、どのような採決でいったのか、もしできれば副町長のほうに、その中に入られていたのであれば、皆さんの声もちょっと踏まえながら、予算的に5,000万円の予算でございます。その中で、議員も町民に向けてのアピールといいますか、はっきりした回答をこれから町民の方々に伝えていかなければならないので、そういう部分で、地域交通活性化委員会のお話も聞かせてもらえればと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

地域活性化協議会の関係についてですが、るるずっと地域交通、対象とするのであれば、今の関係のタクシーの部分でいいますと、70歳以上で免許のない方で、町側のほうから協議会のほうに、こういうことをやっていきたいということで御提案させていただいたという形でございます。

詳細の部分については、ある程度の部分については、今後、見直しだとかいうのもありますけれども、その際につきまして、意見としては、それぞれ細かい部分だとか、70歳以上になぜこだわったのかと、本来、地域交通というのは、町民全体の方が対象ではないかとか、そういう部分でございまして。

その中で、そのときの確認の部分で、タク

シーとかハイヤーがもともと地域交通の中の部分について、前段の話として、入るのか入らないのかという部分についても確認も、協議会のメンバーの中には、国交省の陸運局の方もおられますので、そちらにも確認を取ったりとか、そういう手続を取っています。

その中の部分につきまして、話としては、アンケートだとか委託関係の業者の方もいらっしゃると思いますので、その方から、いろいろなアンケートの集計結果だとかを見まして、七飯町においては、タクシーチケットの部分について非常に有効的ですねという話がございます。

それともう1点は、その協議会において、協議会のほうでお願いしているのですが、専門のアドバイザーの先生がおられるのですが、その方からも、七飯町の場合は、地域ごとはあるのですが、全体でタクシーチケットの有効利用というのは、それは非常にいいことだというような形です。

前段としては、経費としては、今回の五千何百万円の御提案ですが、それとはちょっと分けて考えて、七飯町の特徴としては、やはり今までの鉄道、バス以外にもタクシーとハイヤーを絡めたような形のもが一番有効だというような提言を受けているということが前提にあります。

その上で、町の側から、協議会の要望ではない。町側から実証実験を冬場に限ってやりたいというような形の御提案をさせていただいて、それについて懇切丁寧に説明をしながら、ある程度了承をいただいたという形です。議案として提案ではなくて、こういう形でやりたいのですけれども、協議会として、委員はどう考えますかという形でやって、それに対しては、よろしいでしょうというような形で了解を得て、今回提案をさせていただいたという形です。細かい部分はいろいろあるのですが、全体としては、そういう形の中で御了承いただいたということで、御理解をいただきたいと思えます。細かい部分はあるのですが、今の部分では申し上げられませんが、そういう前提の中でやってきたと。

町側から言った部分は、先ほども申し上げましたが、全町民でやればいいのですけれども、今の段階で、これまで地域交通の関係で実証実験的なものは1回はやっていますけれども、そのときはなかなかスムーズに進まなくて断念した経過がございます。

今回、本当に本格的な第1回目の実証実験になってきます。そのときに、どこまでのものでやっていくかというときに、実際の動向をきちっとつかむ上での方法として、70歳以上で免許のない方を対象にすることが一番、そのところからある程度、先ほど言いました行き先だとか、乗降場所だとか、そういうものを書いていただくと、ある程度の移動関係の部分については詳細に分かるというような、それを基礎にできるということにつながるのかなと。協議会の部分ではそこまで話はしておりませんけれども、そういうもので70歳以上で免許のない方、特に、一番困っていると思われる方々に対して、まず実証実験をやらせていただいて、その動向を踏まえて、今後、七飯町としてよりよい地域公共交通を計画させていただきたいという感じで、最後は、そのような形で協議会では理解をいただいたと私どもは認識しているということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 池田誠悦議員。

○4番（池田誠悦） それでは、委員会の中では全員が賛成したということですのでよろしいですね。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 挙手という形の賛成の方法ではなくて、提案して、この部分で実行することについて何かございませんかという形の中で、異論はなかったと。それは了解させていただいたということですのでよろしいですねという形の中で確認を取って、進めてまいりたいという形でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 何点か確認を含めて、前に説明はあったのですけれども、若干まだ分からない部分もあるので、よろしく願います。

まず、今回のタクシーチケット配布の実証実験については、先ほどの説明の中では、町のほうでは、70歳以上の方がいる世帯、1世帯に2人いたら、2人に手紙を出すと思うのです。それが7,000枚ということですよ。

そして、その手紙を見て、自分のところで利用するかしないかということで、申請の段階でチケットが来るということなのですね、そのように私は考えております。

もう一つ確認したいのは、乗り合いでもいいように聞いているのですけれども、それはよろしいのです。例えば、同じ500円でも大沼のほうの方々だったら、本町地区に病院でも買物に来る場合に500円ではとても足りないのです。そうしますと、乗り合いで使うということもあり得ると思うのです。そういうのもよろしいのです。

それからもう一つ、私は一番懸念しているのは、チケットに全て、その方の名前なんかは印刷されているものなのですか、どうなのですか。その辺がちょっと気にかかるのです。それは、譲渡するということについて、人におあげして使ってもらおうということについては禁止されているようなのですけれども、禁止されているものを、違反等を見つける手段というのでしょうか、そういったものは実際にできるのかどうか、それがちょっと疑問なのです。

実証実験とはいえ、70歳以上に区切ったということは、確かにどこかで区切らなければならないのだけれども、やはり足の不自由な方というのは、70歳以下でもいると思うのです。そういう方は特例として認めるというか、そういうことはできないのかどうか。実証実験ですから、できないと言えばそれまでなのですから、その辺についてお尋ねします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

畑中静一議員の質問に対する答弁より入ります。

政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、御質問いただいたことにお答えをさせていただきます。

まず、1点目、7,000世帯にお送りして、それから申請が返ってきて、それが受理した分については、チケットというか、つづりを郵送で送るという形でございます。7,000という数字なのですけれども、実際、70歳以上の方は七千数百人いらっしゃるのですけれども、例えば御夫婦だとか御兄弟とかで、1世帯に2人以上いらっしゃるような場合には、1通にまとめて、連名で名前が出るようにしてお送りする予定でございます。今そういうような方法を考えてございますので、通数については、恐らく6,000程度になろうかと思っております。ただ、7,000に余裕を見ているのは、最初に送るときに、住民基本台帳の住所のあるところに送るのですけれども、届かなかつたりだとか、そういうことが発生することが予想されるので、戻ってきたり、もう1回送り直したりとか、そういうことが予想されるものですから、ちょっと多めに封筒の数だけは用意させていただいて、郵便料も用意させていただいてございます。

次に、乗り合い利用についてのお尋ねであったと思います。乗り合いの利用については、乗り合いという言い方をすると、乗り合いの免許が必要な業種もあるので、ちょっとややこしいのですけれども、知っている方同士で御近所に集まって、そこで一緒に乗って、みんなで同じところに行く、こういう乗り合いであれば使っていただいて結構ですので、皆さんで、乗った人数、要は乗車定員を超えない限り、みんなで乗っていただいて、500円ずつ出して、まとめて使っていただくという利用の仕方は可能でございます。

次に、券のほうに通し番号を振っております。

す。表紙に、届いた方にまず自分のお名前を書いていただいて、中のチケットのほうにはお名前を書くところはないのですけれども、配布するチケット全部に通し番号が振ってありまして、こちらのほうで、何番のチケットはどなたに送ったものかというのは全部把握している状況でございますので、何番のチケットが使われて、請求が来たら、調べれば誰が使った分だというのが分かるようになってございます。ちょっと今すぐ、どういう状況が想定されるかわからないのですけれども、変な使われ方をしているようなものは、番号を調べれば誰が使ったものだろうかというのが分かりますので、事業者の方に、この番号を使ったのはいつの乗車の分ですかという確認したりすることは可能でございます。

次に、今回、70歳以上の免許のない方だけを対象にさせていただいております。これについて、高齢者以外にも、障害者の方であるとか妊婦の方であるとか、ふだんの足にお困りの方はほかにもいらっしゃるの、対象を広げてはどうかという御質問であったかと思うのですけれども、これにつきましては、坂の多い町でございますし、困っている方がほかにいるのは十分分かるのですけれども、まずは今回、アンケート調査の結果からも、自家用車が使えなくなって、一番ふだんの生活、足に困っているのは高齢者の方であることが分かってきたものですから、まず最初に高齢者の方を対象にさせていただいて、その結果を踏まえながら、今後については対象についても順次考えていきたい、検討していきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 今回の実証実験について、一応7,000ということの一つの目標にして郵便を出すのですけれども、その中で、実際、70歳以上の高齢者、困っている方の実験の数というのでしょうか、実質どのぐらいを見込んでいますのか、例えば全体の3,000ぐらいを見込んでいますとか、まずそれを一つ。

それからもう一つは、先ほど譲渡なんかで使われても通し番号がついているから云々と言うけれども、例えば私とその券を持っていて、隣の長谷川さんに使わせて、仮に使ったとします。それが今度タクシー会社でそれを持って役場のほうに行くと思うのですけれども、その場合、どうしてそれを見破ることができるのですか。私は非常に、譲渡された場合には分かりません。そこにあれがあります。通し番号にしたって、タクシーの運転手は通し番号で、この人かどうか分かりませんので、その辺が非常に引っかけると。だから、実証実験もいいのだけれども、ちょっとその辺が心配だという感じがしているのです。

それからもう一つ、私のところに70歳以上の運転免許のない人がいるのですけれども、私どもにもそういったお手紙が来て、申請しなさいと来るのでしょうか。その辺、3点ほどお尋ねします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） まず、利用の見込みということなのですけれども、今回、70歳以上の方の人口としては7,750人程度でございます。そのうち今回対象にしているのが、免許のない方というふうに考えてございます。正確に70歳以上で免許がない方がどれくらいいるかというのは、はっきり数値、警察のほうに照会しても確認取れなかったのです。統計がございまして、道南の交通統計（令和3年）という資料で、この地域で免許の保有率、65歳以上の免許の非保有の方の割合が43%であったものですから、そこから類推しまして、7,750人に43%を掛けて、3,332人になるので、約3,300人を理論上の上限、申請をするだろう上限と捉えて、今回、事業を進めさせていただきまして、最大3,300人ぐらいが申請をする可能性があるだろうということで予算を組ませていただいております。

次に、本人確認については、確かにそのとおりでございまして、譲渡して、番号だけ見ても誰だか分からない。確かにおっしゃるとおりで。一応利用の仕方として考えているのは、表

紙には御本人の名前を書いていただいて、乗ったときに冊子ごと、切って渡すのではなくて、冊子ごと運転手に渡して、運転手のほうでちぎっていただくという利用を想定してございます。今のところ、なるべく簡単に使っていただきたいので、そこまでは想定していませんけれども、これから検討させていただいて、冊子ごと渡すときに、名前を書いていますので、例えば、場合によっては、そのときに保険証みたいな本人確認できるようなものを出していただくのも一つの方法かと思えますけれども、実証実験でございます。まずは、運転手にかける手間もそんなに多くしたくないものですから、そこまではしないでやろうかと考えてございます。

まず、70歳以上の方、免許がある、ないというのが、警察のほうに照会しても答えられないということでしたので、まず、70歳以上の方全員に申請書をお送りしますので、畑中議員の下にも申請書は届きます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） やっぱり今回の実証実験というのは、短期間でやることですから、また、公共交通の第一歩と考えれば、若干抜け穴があっても仕方ないのかなという思いで私は今考えているのですけれども、不正使用については、チケットか何かに、譲渡しないでくださいとか、他人の使用を禁止するだとか、そういうものを書くようにしていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） そのように冊子のほうにも注意書きとして書かせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

稲垣明美議員。

○6番（稲垣明美） 3点、お願いします。

今回の公共交通利用の件なのですけれども、これを利用することで、例えば外出の機会が増

えたとか、新しいコミュニティーが生まれるとか、そういうことも想定されるのですけれども、70歳以上ということなのですけれども、ほかの自治体をいろいろ調べたら、75歳が結構多かったのですけれども、70歳以上にした理由と。

それと、チケットの数なのですけれども、1年間で42枚というところが多かった。枚数なのですけれども、32枚にした理由は聞いたのですけれども、決めたところを教えてください。

また、遠方のところで、待ち時間が長いという意見とかも出ているのですけれども、その辺の想定はされているかどうか教えてください。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、3点、お答えをさせていただきます。

まず、70歳以上にした理由なのですけれども、先ほどもお答えしたところとちょっと重なるのですけれども、公共交通計画案をつくる過程で、アンケート調査をさせていただきました。タクシー利用者の年齢構成を見たところ、利用者の約7割ぐらいが70歳以上の方であったというところで、確かに75歳以上にしてるところも結構あるのは存じ上げているのですけれども、今回は、アンケートの年齢構成から、70歳以上、一番使っている年代を広く対象として、そこから結果を見ながら、今後の検討材料とするために70歳以上とさせていただきました。

あと、町の免許返納の制度がございまして、それが対象を70歳以上としているものですから、そちらともリンクして考えさせていただいたところでございます。

次に、枚数を32枚、1か月8枚にした理由というところは、これまでも何度かお話し上げてきましたけれども、通院であれば月に1回程度、お買い物であれば多い人で週に2回、最低でも週に1回ぐらいはタクシーを利用しているというのがデータで見られたものですから、最低でも週に1回ぐらいは外出できるように、

1 回行って帰ってくるのに、1 往復で 2 枚、それが月に 4 週間ということで、月に 8 枚、4 か月で 32 枚という計算で決めさせていただきました。

待ち時間、確かに限られた台数でございますので、待ち時間はちょっとかかることが予想されますものですから、利用券を配布するときにも文章に載せようと思っておりますし、今のところ利用券の表紙に注意書きとして、各事業者の混雑状況などによっては、配車に時間がかかったり、対応できない場合がございますので、あらかじめ御了承願いますというふうに注意書きも載せて配布しようと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○6 番（稲垣明美） 注意書きを書いていただけということなので、その辺は大丈夫かと思うのですが、現状として、使いたいときに使えないということがクレームにつながる可能性もあると思うので、ぜひその辺は、できるだけ分かりやすいようにしてもらえればと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 分かりました。そのように考えます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

神崎和枝議員。

○2 番（神崎和枝） この実証実験ですけれども、5,280 万の予算ですけれども、実証実験の初が今年ということで、期間はどのくらいの間で実証実験を進めていくのか、また、今後のことも考えていると思いますので、その辺もし、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） では、お答えをしてみます。

まず、期間でございますが、利用券の使える期間は、現在予定しているのは令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの 4 か月間。2

月、3 月は降雪期、雪のある状況で、4 月、5 月については雪がほぼなくなっているであろうと思われますので、それを 2 か月ずつ利用状況を見させていただきたいということで、この期間、4 か月間を設定させていただきました。

今後につきましてということでございましたが、令和 5 年度以降の話なのですけれども、まず、今回、5 月 31 日で 1 回実証実験を終わらせていただいて、その後、実験のデータの集計などをさせていただいて、なるべく早い時期に、その次にやるのがタクシー利用助成になるのか、また、公共交通計画の施策に沿って、デマンドだとかバスになっていくのかというのは、その結果、集計して検討させていただいてから、また考えていくことになると思うのですが、これで全く全部終わるということではございませんので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2 番（神崎和枝） 今回 1 回で終わらないということですが、始まってから何年とかという、交通省というか、予算の関係とか補助金の関係とか、そういう中で、何年ぐらいをめどにというような縛りつけというものはあるのでしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） タクシー利用助成自体は、国の補助の対象にはならないのですけれども、ほかのものについて、今の補助制度自体が、毎年毎年いろいろ要綱も変わっていくものですから、何年まではずっと使えますということは言えないのですけれども、申請の期間があって、やると決めたことについて、申請期間までに申請できれば、実施状況、実施方法によっては国の補助制度だとかに乗せることはできるかと考えていますけれども、うまい答えになっているかどうか分からないのですけれども、何年までにやらなければあれですという縛りが今の時点であるかということ、正確にそういう縛りはないというふうに、計画の期間は計画の期間でありますので、その計画の期間内にス

スケジュールに沿って進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

青山金助議員。

○17番（青山金助） 私から、様々御意見が今出ている中で、いろいろな作業が増えている中で、苦情等が出てくるのではないかと、今伺っていて思います。初めての実証実験ということもあります。先ほど副町長のほうから審議会の流れの話も伺いました。

そこで、我々は審議会が立ち上がっているということは存じ上げておりましたが、議会として静観していたという状況でありますので、あえてそこらを副町長に伺いたいのですが、想定されることに対して、トラブルと苦情と、不協和音等が出てきた場合の対応を副町長に伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） ただいま実証実験を進めるに当たって、いろいろな苦情があるのではないかと、また、トラブルがあるのではないかと、という御質問かと思えます。

その辺については、議員の皆さんからいろいろ御意見をいただいて、確かに、ある程度年齢制限させたとか、そういう部分もございまして、それに伴っていろいろな苦情が多分、役場のほうにも相当来るのではないかと、というのは想像できますけれども、しっかりとそのあたりは説明をして理解をいただいてという形のもの、を、真摯にといいましょうか、表現は悪いけれども、ねちっこく説得をしながら進めさせるを得ないのかと思っております。

それに付け加えますと、今、実証実験をやりまして、その後、よりよい交通計画の実現に向けて目指したいという考え方をさせていただきます。それを今後期待していただきたいという中で、理解をしていただきたいという形のもので、それを一つの説得といいましょうか、苦情の部分についても申し上げていきたいと思っております。第1段階をやりまして、それで移

動の動向とかを押さえまして、より七飯町に合った、地域ごとのことも含めまして、よりよい、使いやすい地域公共交通というものの実現を目指したいという形の中で、理解を求めていきたいと思っています。もちろんそのあたりについては、しっかりと進めさせていただきたいと思っておりますので、そのような形で御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 青山金助議員。

○17番（青山金助） ただいま副町長のほうから、七飯町に最も合うような地域公共交通を目指していくのだという話です。先ほど担当課長からも、そして今、副町長からもお話を伺いました。七飯町にとって第一歩のことだと思います。ここで、町長のほうから、将来に向けた決意をいただければと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 皆さんから様々な懸念、意見をいただきました。これまで、10年も前から公共交通で七飯町に合ったものはどんなものかということとずっと来て、なかなか実験まで、実際に車を走らせてというか、乗車するというような実験は、これまで一度もしたことがありませんでした。今回は、こういう状況の中、皆様から様々な御意見をいただいて、難産ではありますが、第一歩踏み込んだ形で、この実証実験の成果を基に、次に向けた、七飯町に合った地域公共交通を策定してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 交通対策事業費、非常に人気でたくさん質問出て、画期的な議会になって非常にいいなと思いますけれども、今回は、補正予算、幅広くたくさん出ておりますので、交通対策事業費についても質問させていただきますけれども、ページの若い順番に質問していきますので、よろしく申し上げます。

まず、3ページ、4ページの第3表、債務負

担行為補正に関してなのですけれども、前回の債務負担行為の金額と比較して、今回の金額というのは同じ金額なのか、あるいは増えているのか減っているのかというところの説明と。

この金額は上限だということで先ほど説明していただきましたけれども、これまで指定管理料、協定期間内、管理を行わせる期間、3年の間に、1年ごとで減額した例はあるのかどうかということを教えてください。年間予算については、この上限額の3分の1ずつが当初予算に計上されると考えていいのかどうかも併せてお願いします。

2点目については、一般の7ページから8ページで、13款使用料及び手数料のところなのですが、金額は非常に小さいのですが、町営牧場使用料や空き地雑草刈取り手数料が当初予算よりも減額、事業が終わったのでこれで減額ということになっているのですが、使用料、手数料が減っている原因というのはどこにあるのかというところで、教えてください。

それと、次、9ページ、10ページのところのふるさと納税寄附金3,200万円の歳入増と見て、これは1.5倍とか1.6倍とかと言っていましたので、非常にいいことだと思いますけれども、現在のふるさと納税の金額は幾らになっているのか、いつ時点で捉えているので、それで3,200万円足して1億3,200万円になりそうだとこのところの関係を教えてください。

あと、関連として、それに伴う費用として、19ページ、20ページに、ふるさと納税事業費として1,600万円計上されているのですが、入ってくる3,200万円に対して、事業費として1,600万円なので、2分の1が経費としてかかるのですけれども、これについては、当初予算の2分の1以上かかっているのです。節減するとか、3分の2のお返し品とかがあるのであればいいのですが、減らすということはできないのかどうか、そのところを教えてください。

次、11ページ、12ページの2款総務費

で、先ほどからいろいろ議論されている交通対策事業費5,642万8,000円、タクシー券の事業なのですけれども、6日の一般質問のやり取りを受けて、改めて実証実験の狙いというのですか、データを集めるのだという話なのですか、どのようなデータを集めると次のステップに進めるのかというところで、データを集めるところの狙いをもう少し教えていただきたいのと。

タクシー券による補助については、実証実験後、5月が終わったらもう行わないのか、データ次第では、金額を縮小してもっとやるのか、年をもっと広げてやるのか、そのところを教えてください。

ちなみに、七飯町地域公共交通計画の基本方針、方向性、施策の①では、ハイヤーを活用した移動支援を検討ということで、最後の行には、「地区の中を巡回する路線定期運行や路線不定期運行(デマンド型交通)を周期的に検討する」とあるのですが、今回のタクシーチケットによるデータ収集が、ここで言う路線定期運行やデマンド型のものにどのように反映するのか、どういうデータならあれなのかというところを説明いただければと思います。

データの収集ということであれば、タクシーチケットを申請するときに、7,000世帯から3,300世帯が大体中核だということで先ほどありましたけれども、申請者に、どのように利用する予定なのかと、病院に行くのか買物に行くのか、どこからどこが主なあなたの利用目標なのか、こういうことで申請するときに、アンケート調査と一緒に入れて、必ず添付しないと駄目だという形にすれば、より強固なデータが得られるのではないかと。

地域公共交通審議会のデータでも千何百件送って300件しか返ってこない、そういうデータで分析されているわけです。せっかく郵送費かけてやるわけですから、アンケートとか何かそういうのを有効に使うと。あるいは、4か月あるので、1か月ごとに配布して、費用はかかるかもしれないけれども、どう使ったとか、逆に使った人のタクシー会社の報告ではな

くて、使った人からの、こういう形で使いました。だから3月も申請しますというふうにするようなことは考えられないのかどうか。

あと、チケットの使い方について、32枚、月に8枚という計算で使うのですけれども、最初の月に32枚全部使ってしまったとしても特に構わないということでもいいのかどうか、月に8枚ずつ分けて使わないと、4月、5月のデータを集めない、雪解け後のデータが取れなくなるのですけれども、これは、1枚ごとに、いつからいつまで使うとか、そういう使用可能期限みたいなものが入るのかどうか、そこを教えてください。

あと、70歳以上で免許のない方という対象になっているのですけれども、免許を持っていても車を持っていない方もいるわけです。この方について、公平性についてちょっと問題があるのではないかと思うのですけれども、その辺については、線引きを引かなければ事業を進められないということなのかもしれないのですけれども、それについてどのように説明をするのか、お願いしたいと。

それと、先ほどちょっと出ましたけれども、国からの補助金。当初、審議会で、地域公共交通計画ができたなら、それに基づいて事業を行う場合には、国から何らかの補助や支援が期待できるという説明を受けていたのですけれども、まず初めにやろうとしているハイヤーを活用した支援なのですけれども、これに対して国の支援が一切ないというのは、今年度からスタートするからなのか、来年度やればタクシーチケットにも補助が出るのかどうか。補助そもそも、デマンドバスとか、そういうものを走らせないと対象にならないのかどうか、当初から、地域公共交通計画をつくる段階でどのように考えられていたのかというのを教えてください。

それと、次の項目ですけれども、13ページ、14ページで、3款民生費で、福祉灯油事業助成券購入費として155万円で、単純に計算すると310世帯増えているのですけれども、増加の背景というのですか、説明いただけ

ればと思います。

次、15ページ、16ページの3款民生費の中で、僕は勉強不足でよく分からないので、障がい者福祉費として9,953万7,000円の内訳として、介護給付等費7,100万円、障がい児通所給付費2,300万円とありますけれども、この増額の理由、先ほど聞き漏らしたかもしれないので、教えていただければと思います。

それと、一般の17、18ページ、4款衛生費の中の新型コロナウイルスワクチン接種事業として、コールセンター運営等委託料、新型コロナ、1,900万円増額となっていて、これは3回目以上のあれだということなのですけれども、このコールセンター運営の内容を教えてください。

それと、次、19ページ、20ページ、7款商工費なのですけれども、商工業経営安定支援事業費(臨時交付金事業)として、保証料の補給金89万3,000円、利子補給金50万2,000円とありますけれども、商工業経営安定支援事業の取扱いの状況とか実績については、どのようにしているのか。ここで予算を増やすわけですから、利用者が増えているのと思うのですけれども、それを簡単に説明していただければと思います。

たまたまこれが臨時交付金事業ということになっているのですけれども、臨時交付金事業は、間違いなく使い切っているのか、予算として、使い漏れとかそういうものはないのかどうか。というのは、この中で、修学旅行のキャンセル費だとかを含めて695万5,000円が減額になっているのだけれども、今回、増額は139万5,000円だけなので、その差額がどこに行っているのかというのが心配なので教えてください。

それと、最後になります。一般の23、24ページ、10款教育費の中で、できればほかの項目のところでも聞いたかったですけれども、小学校と中学校で電気料が、小学校は426万9,000円、中学校は1,381万7,000円。当初予算では、小学校が2,364万2,

000円、中学校が1,846万7,000円になっていて、学校管理費の中の費用なのですが、これというのは、純粋に電気料が上がった分の増加額なのか、使用量が増えた増加額なのか、我々としては、合計の金額しか載らないので、ロードヒーティング代も倍以上になったりしているので、そこについても聞きたいところではあるのですが、学校関係の電気料の増加部分について、値上がりなのか、使用方法というか、使用量が増加したのかどうか、そここのところの説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、若山議員から9点質問をいただいておりますけれども、まずこちらから順次、各担当課長のほうからお答えいたしますけれども、まず、債務負担行為に関する事についてお聞きされております。

今回、4施設の3年間での限度額について、1億6,314万円を限度額として定めた補正をして提案しております。今回、債務負担行為の中で、これまで減額されたものはあるのかということなのですが、今現在、指定管理料として債務負担行為を行っている施設は7施設ございます。今回、4施設が更新として提案するわけなのですが、これまでの記憶の中では、管理費の増加分として、保守とか人件費の増加分などがありますので、減額されたことはなかったかと思っております。

また、それぞれの施設、例えば1番目から4番目の、屋内ゲートボール場につきましては、今回、単年度の金額で申し上げますと、50万円から52万2,000円掛ける3か月分で156万6,000円と、単年度で2万2,000円増加しております。

次に、大沼国際交流プラザにつきましては、単年度で、これまで1,941万3,000円から1,993万7,000円で、その差額は52万4,000円の3か年分が増加して、トータルでは5,981万1,000円となっております。

次に、道の駅なないろ・ななえにつきましては、これまでについては2,219万9,000円の単年度、次回からは2,345万2,000円で、125万3,000円増加の3か年分として7,035万6,000円を追加しております。

最後に、パークゴルフ場ですけれども、これまでは、単年度795万2,000円だったのが、単年度で251万7,000円増加し、1,046万9,000円となって、これの3か年で3,104万7,000円です。

令和4年度と令和5年度、次回、当初予算として上げる金額については、今4施設になっておりますけれども、7施設トータルとしましては、単年度で1億3,124万7,000円、令和4年度は1億2,693万1,000円でしたので、431万6,000円増加していることとなります。

1点目の質問については、以上となります。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、私より7ページ、8ページ目の町営牧場使用料の件についてお答えしたいと思います。

今年度につきましては、全体を通じまして、頭数416等の入牧がございました。昨年と比べて38頭ほど増頭していたところがございますが、今年度に限っては、畜主の関係もありまして、牧場の入牧を予定していた畜主についても、その部分が入牧できないというような諸事情がございまして、若干頭数が予定していたところより少なかったということがあります。

今年も町内の畜主以外に町外の畜主においても利用していただけるよう働きかけてございまして、今回も利用していただいているところですが、若干予定していた頭数より少なかったということで、このような減額の状況となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（福川晃也） 私のほうは、一般の7、8ページの空き地の雑草刈取り手数料

について御答弁申し上げます。

こちらは、御存じのとおり、空き地の環境保全のために、町といたしまして、毎年空き地の管理について、管理者に対し通知をして、管理不全にならないように草刈り等を依頼しているところでありまして、その際に、管理者のほうで直接草刈り、除草等の除却の手続が取れないとか、そういったケースに対応するために、町が申請を受けて草刈り業務を手配するという仕組みがありまして、その部分につきまして、今年度の受け付けが終了いたしましたので、その実績に合わせて手数料を減額したものでございます。

こちらは、先ほど御説明したとおりの仕組みになっていることから、管理者自身が直接依頼している部分もありますので、一概に増減について、要因がというのはなかなか難しいところでありまして、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

若山雅行議員の質問に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、私のほうから、まず、10ページ、歳入、ふるさと納税の3,200万円増の件なのですが、令和3年度上期、4月から9月の納税額が約1,400万円だったものが、令和4年度の同期で2,300万円と、1.6倍程度となっております。その後も順調に伸びていることから、1億3,200万円を見込み、計上したものでございます。

ちなみに、ふるさと納税の約80%が12月から1月にかけて納付という形になってございます。

次に、関連がありますので、歳出、20ページ、ふるさと納税の返礼品の関係でござい

けれども、返礼品としては、寄附額の3割以内、送料を含めて5割以内ということで定められておりまして、経費節減に努めておりますけれども、北海道の特性として、どうしても送料が本州に比べて高くつくことなどが要因にあると考えてございます。

続きまして、商工業経営安定支援事業についてですけれども、令和3年度決算は、保証料が約200万円、利子のほうが140万円ということで、現在の実績をふまえますと、令和4年度の執行見込みとして、保証料約188万3,000円、利子のほうが200万円と2,000円と見込んでございます。

ちなみに貸付利子のほうは、令和3年は1.0%だったのが、令和4年度、1.1%となったことも増額補正の要因となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、まず、交通対策事業費の部分について、順にお答えをしてみたいと思います。

まず一つ目、実証実験の狙い、次のステップに進むためのデータはどのようなものかといった御質問であったかと思えます。

まず、これまで何度か御説明を申し上げましたが、把握するデータは、乗降場所や利用時間、利用目的などでございまして、ここからの区域の利用状況が多いのか、もしバスのようなものを走らせるのであれば、どの区域が、また、どのルートがいいのかなどを分析してみたいと考えてございます。

次に、今回のデータ次第では、施策1にあるようなデマンドのようなものをやるのかどうかといった御質問だったかと思えます。

もちろん施策にあるとおり、今回の結果次第で、実施について検討してみたいと考えてございます。

次に、アンケートなどを同封して、また、利用実績について毎月利用者の方に報告させてはどうかといったような内容だったかと思えます。

利用目的などにつきましては、利用券からあ

る程度把握できると考えてございます。

また、実証実験期間が終わった後に、この事業を評価するため、追加のデータを集める意味でも、利用していただいた皆様から、この実証実験、タクシー利用助成の使い心地だとか感想などを聞くためのアンケートのようなものを実施してまいりたいと考えてございます。

次に、32枚配ったものを最初の月に全部使ってしまってもいいのだろうかといったような御質問だったかと思うのですが、1回につき1枚のルールでございます。このルール内であれば、先に配ってしまったものを全部その月内に使ってしまっても問題はないのですが、人によってタクシーの利用頻度、多い方もいらっしゃいますので、この32枚だけでは足りないという場合も当然あるかと思えます。そういう方がどの程度いらっしゃるかということも参考にしてみたいと考えてございます。

次に、車を持たない人、免許を持っていない人だけではなくて、免許を持っているけれども自家用車を持っていない人に対しても利用助成実験対象にするべきではないかといったような内容だったかと思うのですけれども、これまでも、また、地域公共交通活性化協議会でもそのような御意見がございまして、御説明をさせていただいていますが、事業を進めるに当たって、まず、ある程度線引きをしなければならない、そうしなければ前に進めることができないものですから、今回については、免許の非保有者のみを対象に事業を実施させていただきたいと考えてございます。

次に、国の補助金について、国の補助金の対象にできないのかといったような御質問であったかと思えます。

タクシー・ハイヤーの補助だけでは、七飯町の条件ですと補助対象にはできないのですけれども、今回の結果を受けまして、今後検討するバス事業などについては、地域公共交通計画を策定したことから、補助対象とすることができる事業はまだございますので、そちらについても今後検討してまいりたいと考えてございます。

次に、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金に関しまして、今回、減額補正したことによって、交付金は全部使い切れるのだろうかといったような御質問であったかと思えます。

今回、減額した分を踏まえまして、現在のところ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業全体で、自主財源として約8,800万円ほどまだ投入してございますので、今後、執行残等が出ましても十分使い切れるものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、一般の13ページ、14ページ中段の社会福祉総務費（地域福祉）の19番扶助費、福祉灯油事業助成券購入費155万円の追加補正の理由でございます。

まず、こちらの福祉灯油については、当初予算で860世帯分の予算を見てございました。

11月1日からこの事業をスタートいたしまして、11月21日現在のデータでございまして、申請世帯数734世帯中、昨年度申請していないけれども、今年から新たに新規に申請した世帯が119世帯と、割合としては16.2%が新規申請をしているところでございます。それに、昨年度の申請実績1,009世帯ございまして、その新規世帯分を乗じて、掛けた数字が1,170世帯ということになりますので、このたび860世帯から1,170世帯分とするための補正をしたところでございます。

続きまして、15ページ、16ページの上段の障がい者福祉費、19、扶助費の介護給付等費でございます。このたび7,166万9,000円追加させていただいてございます。理由といたしましては、介護給付費については、障害者総合支援法に基づくサービスに係る給付費でございまして、障がい者の方が主に利用する就労支援とか就労継続支援、あとは、生活支援などのサービスを受給した際の経費でございます。こちらについては、年度当初、年間延べ6,384名見込んでございましたが、現在の実績等を勘案し、年間7,068名利用されると見込

まれるので、このたび増額させていただいてございます。

その下の障がい児通所給付費でございます。こちらについても、高校生までの方が利用する制度でございますが、こちら先ほどの障害者総合支援法に基づくサービスのものですが、主に就学前の方々については児童発達支援、小学校以上の方については放課後等デイサービスの利用が主に増えてございます。当初、年間延べで2,436名ほど見込んでございましたが、決算では2,688名程度見込まれることとなりますので、こちらについても2,398万7,000円追加させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、私のほうからは一般の18ページ、衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料の関係でございます。

コールセンターの運営内容としましては、この10月上旬からオミクロン株対応ワクチンを開始しているわけでございますけれども、年内接種完了を目標に国から通知がございまして、短期間で多くの人の予約が殺到するというので、9月補正でオペレーター数を増員させていただき、1日最大25名、週平均としまして、17名の体制でコールセンターを運営してまいりました。

今回の補正につきましては、1月から3月までの予約を取るというオペレーターの数になりまして、週平均10名程度のオペレーター数で対応するという内容になってございます。これについては、12月末までにおおむね高齢者の接種が完了するというので、年明けは幅広い世代に切り替わっていくということになりますので、インターネットの予約等も活用されるということも見込んでの人員配置となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 学校管理費、小

学校と学校管理費、中学校の電気料の使用料の増加か単価の増加かとの御質問にお答えしてまいります。

計上に当たっての基本的な考え方は、4月からこれまでの実績と単価増により算出したものでございます。今後の使用料につきましては、昨年度と同様と見込んで計上しております。

学校管理費、中学校の電気料が多い理由でございますけれども、七飯中学校が校舎と体育館主暖房が電気暖房となっているため、単価の増によりどうしても金額が大きくなってしまっているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 商工費の事業について、状況、実績等について説明してほしいというのを入れていたのですけれども、答弁漏れかと思うのですけれども、保証料と利息、補給金で100万円ちょっとぐらいですけれども、それについての説明を、1回目の質問ということで答弁をお願いしたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 先ほど答弁の中で、併せて答弁しますということで、ふるさと納税のときに一緒に答弁していると思うのですけれども。

○15番（若山雅行） そうですか。2回目の質問で、もう一度確認します。

臨時交付金事業については分かりました。880万円、一般財源があるので、最終的には、財源構成すれば済むということなので、臨時交付金を残してしまったということは分かりました。

先ほど聞いたものについては、商工業経営安定支援事業の取扱い状況とか実績とか、それについて、すみません、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、再質問としては、まず、指定管理料の債務負担のあれなのですけれども、上限が決まったら下がることはなかったという話がありまして、下げるようなことというのは、指定管理者からの申出を受けてとなるのか、それともこちらのほうから、1年ごとに実績を出しても

らったときに、もう少し下げべきではないのかということで、指定管理料というのは変動することがあり得るのかどうか、基本的には3分の1が、同じ額で3年間続くと思うのですけれども、そのところをもう一度お願いします。

それと、町営牧場の使用料については、頭数が減ったのだから金額が下がったのだらうなと、これは分かるのですけれども、頭数が減った理由というか、背景とか、そういうものは捉えているのかと。農家の数が減っているとか、その辺のところはどうなのか、ちょっと心配だったので、もし分かっていたらということをお願いします。

それと、ふるさと納税については、今もう1億円以上来ているとか、そういうことではなくて、前半の実績で1点何倍なので、トータルで目標1億円にしているものを1点何倍にして3,200万円増やすと、そういう計算根拠だという考え方でいいのかどうか。今現在幾らなのかと聞いたら2,300万円ということなのか、先ほどの前半の数字、そこをもう一度お願いしたいと思います。

それと、交通対策事業費のもので、データ収集のためにタクシー券を使ってデータを集めて、次のステップに進むのだというのは分かりましたけれども、今後もタクシー券として補助をすとか何とか、そういうことというのは、実証実験の結果次第であり得るのか、あり得ないのかということと、昨日、おとといまでの話を聞くと、タクシーチケットの配布については今回だけだというようなニュアンスだったので、その辺については、まだやる可能性はあると、いろいろな要望とかんかを受けて、継続すとかんかということはあるということなのかどうか、そのところをお願いします。

それと、使い方として、32枚、最初の月にすぐ使ったのか、1回使うのは500円なので、毎日使ったらすぐなくなってしまうのですけれども、それはそれで構わないということで、そういうふうに使われたら、5月までやる実証実験としてのデータの収集に支障はないの

かどうかというところで、どのように考えているのでしょうか。使い方はこういうふうにしてほしいとか、そういう案内をするのかどうか。あればすぐ使ってしまうのではないかと思うのですけれども、そのところを教えてください。

それと、福祉灯油の関係でいくと、新規で増えているということで、対象が広いわけですから、当然だと思えるのですけれども、今回こうやって増えているというのは、1万2,000円の道の金だとか、いろいろなあれがあって、案内だとか、そういうのが幅広くやっているからだと思うのですけれども、もっと広く案内すとか、そういうような発想につながらないのかどうかのところをもう少し教えてください。

コールセンターのものは分かりました。

あと、電気料の関係なのですけれども、これは純粋に値上がりの分だということでもいいわけですか。暖房で使っているとかは別にして、使い方が変わったのではなくて、単純に、100使っていたのが、同じ100なのだけれども、値段が1.5倍になっているから今回これだけ補正しているのだということでもいいのかどうかだけ、もう一度答弁をお願いします。

以上です。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） 先ほど指定管理料の債務負担行為のことで御質問あった点についてですが、先ほど4事業について、これまで減額はあったのかという質問と捉えて申しあげましたけれども、これについては、今後の過去3か年での減額分ということについては、今まではなかったということで答弁させていただいております。

今回、限度額を設定されたものに対して、この年度で減額される場合があるのかという御質問だと思いますけれども、基本的に、補正予算が成立後、指定管理者とは、その後に指定管理の基本協定を結ぶこととなります。その後、年度年度の協定を結ぶことになって、指定管理を受けている管理者から申出があれば減額することは可能でありますけれども、これはあくまで

も予算上の債務の限度額、契約上の限度額を示した3か年の総額であるということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、一般7ページ、8ページの町営牧場利用料の件についてお答えしたいと思います。

先ほどお話を申し上げた中で、畜主が牛の状況により、当初利用を予定していたところですが、諸事情がございまして、利用を取りやめたということがありまして、利用頭数が減少してございます。

この理由につきましては、町としてもやむを得ないものと認識してございまして、畜主にしましても、牛の事情が解消されますと再び利用していただけるということで、常にお話している状況でございます。そういったことで、牛の事情によりまして、頭数が減少しているということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） まず、10ページの歳入、ふるさと納税の件でございますけれども、令和3年度上期、4月から9月の納税の実績が約1,400万円、それが令和4年度では2,300万円と、1.6倍程度となっております。その後も順調に伸びていることから、1億3,200万円を見込みまして計上したものでございます。

次に、歳出の20ページ、商工業経営安定支援事業についてですが、令和3年度決算は、保証料を約200万円、利子のほうが約140万円で、現在の実績を踏まえますと、令和4年の執行見込みとして、保証料約188万3,000円、利子が200万円と2,000円となります。

ちなみに貸付利子が、利息が令和3年は1.0%だったのが、令和4年は1.1%となっていることも増額補正の要因となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、再質問にお答えしてまいります。

まず、タクシー助成の事業自体を今後やる可能性はあるのかといった御趣旨だったかと思えます。

今回、実証実験をやらせていただいて、その結果を分析しまして、実際、場所によって、どの地区によってとなるか分かりませんが、有効性が確認されましたら、十分この事業をまた施策としてやる可能性はあると考えております。これだけに限らず、バスと併用するとか、そういった形になるかも分かりませんが、タクシー助成自体をまたやる可能性はあると考えてございます。

次に、データの収集について、一遍に32枚、最初の月に使ってしまうても問題はないかということだったかと思えます。

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、利用頻度が多い人は最初に全部使ってしまうかもしれませんが。こちらとしては、確かに想定としては、アンケートの結果から、週に1回の外出、月に4回、往復で8枚と設定していますけれども、当然その枠に入らない方もたくさんいらっしゃると思います。逆に、月に8枚配っているけれども、月に2枚ぐらいずつしか使わない方もいらっしゃるかもしれません。そういった方もいらっしゃるということもデータとして参考にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、13ページ、14ページで、福祉灯油、幅広く周知してはどうだという御質問でございますが、こちらについても、申請者が伸びるようにSNS、FMなどの媒体、活用できるものを活用しながら努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、電気が純粋に値上がりしたのか、使い方が変わったのかとの御質問でございますけれども、使い方としては、特段昨年とは変わっておりませ

ん。ただ、使用量の増加のほうは、学校によっては上がっておりますし、また逆に下がっている学校もございます。

今、国の衛生管理マニュアルである、学校の新しい生活様式で、北海道においても、冬でも換気をするようにと、可能な限り換気をするように、常時換気をするようにとの通知がなされております。それが無理であれば30分に1回以上、数分間窓を全開にしてくださいという通知が来ております。それに伴って、各学校、これに準じて行っておりまして、例えば灯油もそうなのですけれども、窓を開けることで暖房がより費用がかかるという状況がございます。

特に、例えば七飯中学校で、電気暖房として使っておりまして、昨年度と同じように窓を開けても、気候によっては電気料が非常に大きく変わってしまうという要素もございます。そういったことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すいませんでした。最初きちっと聞いていれば、聞き方と答弁のあれが食い違ったので、大変申し訳ありませんでした。

最後、1点だけ、ふるさと納税の、前半部分で1.6倍ということなのですけれども、増えている要因というのは、どのように商工労働観光課のほうは捉えていますか、返礼品を変えたということなのか、チャンネルをあれしたのか、それともテレビでコマーシャル、ふるさと納税は当たり前みんなやるような感じになってきたので、そういうあれなのか、七飯町のリピーターが多いのかとか、その辺の増えている要因というのですか、今後のことを考えて、どのように。前半だけですけれども、もし分かっている範囲があれば教えてください。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

ふるさと納税、商品も当然増やしてきていますし、担当のほうも非常に努力して、実績を上げようということで頑張っているところです。

当初予算は、1億円ということで目指して頑張ってきましたけれども、何とか1億円超えて、1億3,200万円ということで、目標は、まず第一段階、達成されたのかと思っております。今後も、良い商品を全国の皆さんに提供できるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第69号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第70号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第70号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第70号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ85万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億1,185万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳出の本年度支出

見込みと歳入の国庫支出金等の確定に伴う繰入金
の増額及び歳出増による普通交付金の増額等
を計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申
上げます。

1款総務費4項2目収納率向上特別対策事業
費は、公用車の燃料単価上昇により、燃料費1
万1,000円の追加。

2款保険給付費1項2目療養費は、決算見込
みにより、療養費14万5,000円の追加。

5項1目葬祭費は、決算見込みにより、葬祭
費24万円の追加。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還
付金は、決算見込みにより、一般被保険者保険税
還付金45万8,000円の追加。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただき
まして、3款道支出金1項1目保険給付費等交
付金、療養費並びに葬祭費増により、普通交付
金38万5,000円の追加。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金、国庫支
出金等の確定に伴う保険基盤安定繰入金、保険
税軽減分減により245万3,000円の減額。
保険基盤安定繰入金、保険者支援分減により2
73万7,000円の減額。財政安定化支援事業
繰入金、交付税算入通知額により603万6,0
00円の追加。未就学児均等割国保税繰入金、
対象額減により37万7,000円の減額。合わ
せて46万9,000円の追加でございます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほ
どよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第70号令和4年度七飯町国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可
決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第4

議案第71号 令和4年度七飯町後期高
齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第71号
令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第7
1号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）について、提案説明申し上
げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳
入歳出それぞれ771万3,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,151万
円とするものでございます。

今回の補正の内容は、本年度の後期高齢者医
療広域連合納付金において、事務費負担金と保
険基盤安定負担金の確定による減額を計上す
るものです。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申
上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目
後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度負
担金の確定により、事務費負担金を128万8,0
00円の減額、保険基盤安定負担金を642万
5,000円の減額、合わせて771万3,00
0円を減額。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただき
ます。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高
齢者医療事務費繰入金を歳出同額の128万8,
000円の減額。

2目保険基盤安定繰入金も歳出と同額の64
2万5,000円を減額するものでございます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほ
どよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 1点だけお伺いします。

8ページです。今回、納付金が大きく減少しておりますが、その中で特に大きかった保険基盤安定負担金が642万5,000円という形で減額が起こっておりますけれども、この主な理由は、どのような理由だったのか、その点だけ。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、理由についてお答えいたします。

後期の会計につきましては、今年度、4年度の負担金の金額に対して、前年度の精算を加えての決定額となっておりますので、前年度が多く確定した分が減額されることによって、今回はおのずと減額される仕組みとなっております。これに関しましては、全て後期高齢者医療のほうで確定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第71号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第72号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第72号

令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第72号令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明をさせていただきます。

このたびの補正については、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,363万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容について、歳出は、包括的支援及び任意事業費である成年後見制度利用支援助成金の増額及び一般会計の重層的支援体制整備事業である介護予防活動支援事業委託料などの増額に伴い、介護保険特別会計から一般会計への繰り出しを増額する追加補正。

また、歳入は、歳出の補正に連動した国庫・道費の法定負担分の追加補正でございます。

それでは、7ページの歳出から説明いたします。

3款地域支援事業費1項3目包括的支援及び任意事業費は、負担金、補助及び交付金として、成年後見制度利用支援助成金14万5,000円の追加。

次に、7款繰出金1項1目繰出金は、繰出金として、一般会計繰出金32万2,000円の追加。

次に、5ページの歳入にお戻り願います。

3款国庫支出金2項2目地域支援事業交付金は、包括的支援事業等交付金として5万6,000円の追加。

4款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業支援交付金として12万4,000円の追加。

5款道支出金2項1目地域支援事業交付金は、包括的支援事業等交付金として2万8,000円の追加。

7款繰入金1項2目地域支援事業繰入金は、包括的支援事業等交付金として2万8,000円

の追加。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金は23万1,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく審議のほどお願いします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第72号令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第73号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第73号令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第73号令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、収益的事業の支出分として、電気料金高騰への対応費用の増額、修繕費用の振り替え、通信運搬費手数料の増額及び公営企業経営審議会委員報酬の増額、さらに、資本的事業の支出分として、配水管理設用地の買収費を追加するものでございます。

また、隔月検針及び請求の実施に向け、公営

企業料金システム改修の債務負担を設定させていただく内容となっております。

まず、議案の第1条は、令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出総額について、1款水道事業費用の既決予定額に595万4,000円を増額し、総額を4億7,129万7,000円とするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億678万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,671万2,000円、過年度分損益勘定留保資金9,988万6,000円及び当年分損益勘定留保資金8,018万8,000円とする」に改め、資本的収入及び支出の支出総額について、1款資本的支出の既決予定額に71万2,000円を増額し、総額を4億4,997万6,000円とするものでございます。

最後の第4条は、予算第4条の2に定めた債務負担行為について、隔月検針及び請求の実施に必要な公営企業料金システム改修委託料、水道事業分の限度額として84万8,000円を令和4年度から令和5年度までの期間で設定させていただくものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。

お手元の資料、水道3ページをお開き願います。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は430万円の増額で、内訳は、19節修繕費で、電気機械計装設備修繕工事から取水浄水施設修繕料へ108万4,000円を振り替えいたします。23節動力費は、電気料金高騰に伴い、既決予算額が年度末にかけ不足する見込みのため、430万円を増額するものでございます。

次に、2目配水及び給水費は124万1,000円の増額で、内訳は、14節通信運搬費で、

施設管理情報等のやり取りに利用するインターネット回線のセキュリティー追加対策のために、費用分として7万5,000円を増額します。16節委託料は、電気機械計装設備点検委託料からその他施設管理業務委託料へ31万5,000円を振り替え、19節修繕費は、修繕費執行状況による見込額から配水施設修繕料並びに電気機械計装設備修繕工事費、合計116万5,000円を増額。31節公課費は、配水管理施設民有地取得契約用印紙代として1,000円を追加するものでございます。

次に、4目業務費は28万5,000円の増額で、内訳は、14節通信運搬費で、閉鎖栓情報情報とのやり取りに利用するインターネット回線のセキュリティー追加対策費用分5万4,000円を増額。17節手数料は、集金業務廃止予定案内に伴う支払い方法の変更等を見込み、既決予算額が年度末にかけ不足する見込みとなることより、コンビニ収納取扱手数料並びにクレジット収納取扱手数料、合計23万1,000円を増額するものでございます。

次に、5目総係費は12万8,000円の増額で、内訳は、5節報酬で、公営企業経営審議会開催回数増に伴う公営企業経営審議会委員報酬を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の支出の説明となります。

お手元の資料、水道4ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費2目管路整備費は71万2,000円の追加でございます。内訳は、73節用地買収費で、大川地区にある第2減圧槽からの配水管の一部が無償提供されていた土地に埋設されておりましたが、埋設部分を含む土地一帯を所有者が売却することに伴い、売却予定民有地の一部31.77平方メートルの取得するため予算を追加するものです。

なお、収入については、留保資金の活用により、補正はございません。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第73号令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第74号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第74号令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第74号令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、収益的事業の収入分として、増収見込みに伴う下水道使用料の増額、支出分として、修繕費用の振り替え、電気料金高騰への対応費用の増額、通信運搬費並びに手数料を増額、さらに、資本的事業の収入分として、社会資本整備総合交付金事業の変更決定に伴う財源として企業債を追加するものでございます。

また、隔月検針及び請求の実施に向け、公営企業料金システム改修の債務負担を設定させていただき内容となっております。

まず、議案の第1条は、令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入総額について、1款下水道事業収益の既決予定額に118万6,000円を増額し、7億3,748万8,000円とするものでございます。また、支出総額についても、1款下水道事業費用の既決予定額に52万円を増額し、合計を7億3,613万4,000円とするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,408万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,522万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,708万5,000円及び当年分損益勘定留保資金1億5,177万1,000円とする」に改め、資本的収入及び支出の収入総額について、1款資本的収入の既決予定額に940万円を増額し、合計を3億1,881万6,000円とするものでございます。

次に、第4条は、予算第5条に定めた債務負担行為について、隔月検針及び請求の実施に必要な公営企業料金システム改修委託料、下水道事業分の限度額として63万8,000円を令和4年度から令和5年度までの期間で設定させていただくものでございます。

最後に、第5条は、予算第6条に定めた企業債を補正するもので、次ページのとおり変更するものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。

お手元の資料、下水道4ページをお開きください。

1款下水道事業費用1項営業費用2目管渠費は22万円の増額。内訳は、19節修繕費で、污水管渠修繕料からマンホールポンプ設備修繕工事へ66万2,000円を振り替え。23節動力費は、電気料金高騰に伴い、既決予算額が年度末にかけ不足する見込みのため、22万円を増額するものでございます。

次に、4目業務費は28万円の増額で、内訳は、14節通信運搬費に、閉開栓情報等のやり

取りに利用するインターネット回線セキュリティー追加対策費用分4万1,000円を増額。

17節手数料は、集金業務廃止予定案内に伴う支払い方法変更見込みにより、既決予算額が年度末にかけ不足することとなり、コンビニ収納取扱手数料、クレジット収納取扱手数料、合計23万9,000円を増額するものです。

次に、5目総係費は2万円の増額で、内訳は、1節電話料で、下水道係使用携帯電話料が、既決予算額が年度末にかけ不足の見込みにより増額するものです。

続きまして、収益的収入及び支出の収入の説明となります。

下水3ページにお戻り願います。

1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料は118万6,000円を増額で、内訳は、1節下水道使用料で、使用料改定及び現年度調整実績より算定した収入見込みより、公共下水道使用料及び特環下水道使用料を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の収入を御説明申し上げます。

お手元の資料、下水5ページをお開き願います。

1款資本的収入1項企業債1目下水道事業債は940万円の増額で、内訳は、1節処理場建設債で、大沼下水浄化センター耐震診断委託業務に係る社会資本整備総合交付金を確保するため変更申請を実施し、その変更申請に係る交付決定を受けたことに伴い、交付金以外の財源を確保するため企業債の限度額を増額するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 1点、お伺いします。

この下水道事業に関しましては、収益と費用を引きますと、年間135万4,000円の利益が上がるという事業となっております。

ただ、今後の事業費という形で言いますと、

支出の予定が5億290万円ということになっております。今後の財源、これを償還とかが始まってきたときに、その財源をどのように考えて、見通しをしておられるのか、これについてお伺いします。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 財源の見込みについては、今年度10月より下水道使用料を改定させたことにより、自主財源の費用が確保される見込みでございますが、企業債の償還はまだ一定期間続く見込みでございます。そのために、一時的に現金が不足することが見込まれますので、一般会計からの繰り入れ等を活用しながら、企業債、併せて総合的に経営的な判断をした上で収入の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 使用料の改定も含めて、今後考えていくということなのですが、使用料としては、いつからどのように改定して、どのくらいの収益が増となるのか、その辺の見込みがどうなのか。

それから、この金額ですから、一般会計を活用しなければ今後非常に難しいと思うのですが、その辺についての見込みもお願いします。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 下水道使用料の改定については、今年度の10月に一度行っております。まだ通年での収入実績が上がっておりませんが、次年度以降、通年において収入効果、増収効果が確認されると思っておりますが、以降、下水道事業債の元金の償還金についても、後年、償還が進むことによって負担が減る見込みでございます。現在5億2,900万円の既決予定額、資本的支出についての御質問かと思っておりますが、これらについても入札執行減等によって、この金額が下がる見込みでございます。併せて一般会計からの繰り入れと下水道使用料の収入状況を見合わせた上で、今後こういったものの支払いに充てていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第74号令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

発議案第18号 農業生産資材高騰対策に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第8 発議案第18号農業生産資材高騰対策に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

青山金助議員。

○17番（青山金助） 読み上げて御報告いたします。

発議案第18号農業生産資材高騰対策に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年12月6日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、青山金助。

賛成者、七飯町議会議員、坂本繁議員、池田誠悦議員、横田有一議員、稲垣明美議員、上野武彦議員。

農業生産資材高騰対策に関する意見書。

北海道農業は家族経営を中心とした大規模農業を展開し、安全・安心な農畜産物を安定供給することで、我が国の食料自給率や国土・環境

の保全、観光資源の提供など、多面的機能を発揮し、地域経済・社会の維持・発展にも貢献してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、円安の進行等による飼料や肥料、燃油といった営農に必要な生産資材の高騰により、北海道の生産基盤の維持・存続が危機的な状況にあります。

それに伴い、食料や生産資材の多くを海外に依存する我が国の食料安定供給リスクが顕在化し、平成11年7月に施行された「食料・農業・農村基本法」でうたわれている食料安全保障が大きな危機に直面しております。

つきましては、持続可能な北海道農業を確立し、我が国最大の食料基地として消費者への食料安定供給という使命を果たすとともに、食料安全保障の強化を実現すべく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、生産者の営農にとって即効性のある施策を講じていただきたく、下記のとおり要望いたします。

記。

1、酪農・畜産経営安定対策。

過去最高値まで急騰した配合飼料価格等により営農コストは増加し、とりわけ酪農経営においては生乳生産の抑制に取り組んでいる中、コスト増加分を価格転嫁できず、加えて初生子牛価格等の暴落等により所得が激減しており、生産現場や農業団体の経営努力のみでは対応しきれない状況にあることから、飼料高騰対策を初め、酪農・畜産農家の経営安定に資する対策を講じること。

2、肥料価格高騰対策。

肥料原料等の急激な価格高騰については、国費による肥料価格高騰対策事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した北海道による化学肥料購入支援給付事業が措置されたものの、過去経験したことのない急激な価格高騰に対し、万全な支援水準となるよう、地域実態に応じ、影響緩和対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿。

以上です。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第18号農業生産資材高騰対策に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

発議案第19号 带状疱疹ワクチンへの 助成並びに定期接種化を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第9 発議案第19号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 発議案第19号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年12月6日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員、中島勝也議員、若山雅行議員、江口勝幸議員、川上弘一議員、稲垣明美議員、横田有一議員。

それでは、本文を読み上げて御提案をさせていただきます。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高く、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、厚生労働大臣殿、財務大臣殿。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第19号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第10 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨のお申出があります。

お諮りいたします。

委員会申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和4年第4回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時03分 閉会